

名古屋大学合気道部 OB 会 2021 年 臨時総会 議案書

1. 開催日時: 2021 年 11 月 28 日 (土) 10:00~
2. 開催場所: オンライン (Zoom)
3. 審議事項
 - 3-1: OB 会の名称変更について
 - OB 会名称変更に伴う規約・内規の改正について (資料 3-1 – 3-3)
 - 各種書式の変更について (資料 3-4 – 3-7)
 - 3-2: 新道場の名称について
4. 報告事項
 - 4-1: 道場の設立に向けての進捗状況
 - 4-2: 学生支援の動向について
 - 4-3: Web サイトにおける会費納入状況の確認について
 - 4-4: 前回の議事録の一部修正について
 - 4-5: 今後の監査報告について
 - 4-6: OB 会通信の発行について

資料

- 資料 3-1_規約改正案
- 資料 3-2_内規改正案_名古屋大学合気道部の円滑な運営に資する支援にかかる内規
- 資料 3-3_内規改正案_年間の会費にかかる内規
- 資料 3-4_書式改正案_書式 (学支 1) _運営支援予算申請書
- 資料 3-5_書式改正案_書式 (学支 2) _臨時運営支援予算申請書
- 資料 3-6_書式改正案_書式 (学支 3) _運営支援予算執行報告書
- 資料 3-7_書式改正案_書式 (委任状) _委任状

3. 審議事項

【3-1: OB 会の名称変更について】

兼ねてより提案のあった OB 会の名称を名古屋大学合気道部 OB 会の名称変更について、議論、審議いただきたい（審議①）。

名称案：合気道不老会（ふろうかい）

名古屋大学合気道部の活動地である名古屋大学東山キャンパスの所在地にちなんでおり、名古屋大学合気道部のアイデンティティーを感じられるようにする趣旨の名称。

本名称変更に伴い、規約や内規の改正（資料 3-1 – 3-3）や、各種書式の変更（資料 3-4 – 3-7）が必要になる。また、書式（学支 1-3、資料 3-4 – 3-6 に対応）に関しては、書式からの印鑑欄廃止も併せて検討している。規約や内規の改正、各種書式の変更について、審議いただきたい（審議②）。

合気道不老会 規約

第一章 総則

- (名称)
第一条 本会は、合気道不老会と称する。また、不老会と通称する。
- (目的)
第二条 本会は、名古屋大学合気道部の活動を支援するとともに、会員相互の交流と連携、研鑽を永続的に行なうことを目的とする。
- (事業)
第三条 本会の目的を達成するために、次の事業を行なう。
一 名古屋大学合気道部の円滑な運営に資する支援
二 会員の研鑽のための道場の円滑な運営に資する支援
三 会報その他刊行物等の発行
四 各種の交流会・親睦会・記念行事等の企画、開催
五 その他必要な事業

第二章 会員

- (会員)
第四条 本会は、本会の目的を理解した者で、次の各号のいずれかを満たす者をもって会員とする。
一 名古屋大学合気道部に在籍していた者
二 名古屋大学合気道部の稽古に継続的に参加していた実績を有し、かつ、本会への入会を希望し、役員会の承認を受けた者
(2) 会員は、会費を納入するものとする。
(3) 第五章に定める定期総会が開催される会計年度を含む直近2年にわたって会費の納入を怠った会員は、総会における議決に参加する資格を失う。ただし、会費を追納した会員は、この限りではない。
- (会員名簿)
第五条 本会の目的を達成するために、次の事項を記載した会員名簿を備える。
一 氏名
二 代
三 連絡先
四 主たる事業所または勤務先
五 その他必要な事項
(2) 会員は、会員名簿に記載された事項に変更が生じた場合には、その旨を本会に通知するものとする。
(3) 会員名簿に記載された事項は、事務局が厳重に管理し、本会の目的以外に供してはならない。

第三章 役員会

- (役員会)
第六条 本会を運営するために、次の人員によって構成される役員会をおく。
会長 1名
副会長 2名
監査 若干名
幹事 若干名
(2) 会長は、本会を代表し、役員会を主宰する。
(3) 副会長は、会長を補佐し、会長がその任を全うできない場合には、その職務を代行する。
(4) 会長・副会長・幹事は、本会の事業を計画、執行する。
(5) 監査は、会計および事業の計画、執行の状況を監査する。
- (役員任免)
第七条 役員は、立候補もしくは推薦された会員のなかから総会の議決を得て任命される。
(2) 役員は、やむを得ない事由によりその任を全うできない場合には、役員会の承認を得て辞任することができる。
(3) 役員会は、役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解任することができる。
一 心身の故障により、その任を全うできないと認められるとき
二 その他解任に相当する合理的な事由が認められるとき

資料3-1

(役員の任期)

第八条 役員の任期は3年とする。ただし再任は妨げない。

(臨時役員の任免)

第九条 役員会は、役員会に欠員が生じた場合には、会員のなかから臨時役員を任命することができる。

(2) 臨時役員の職務および待遇は、第六条および第七条に定める役員のそれに準ずる。

(3) 臨時役員の任期は、欠員となった者の残りの任期とする。

(内規)

第一〇条 役員会は、本会の目的の達成および円滑な運営のために内規を定めることができる。

(2) 内規は、本会の目的および本規約の内容に反してはならない。

(3) 内規は、役員会の承認を得て改廃することができる。ただし、年間の会費を変更する場合には、総会の承認を得なければならない。

第四章 事務局

(事務局)

第一一条 本会を運営するために、次の人員によって構成される事務局をおく。

事務局長 1名

事務局員 若干名

(2) 本会の事務局を、名古屋市千種区不老町 名古屋大学学生会館2F 体育会室 名古屋大学合気道部 におく。

(3) 事務局は、次の事務を遂行する。

一 名簿の管理

二 総会の準備

三 その他必要な事務

(4) 事務局長および事務局員は幹事を兼任できる。

(事務局長および事務局員の任免)

第一二条 事務局長および事務局員は、役員会の指名と総会の承認を得て任命される。

(2) 事務局長および事務局員は、やむを得ない事由によりその任を全うできない場合には、役員会の承認を得て辞任することができる。

(3) 役員会は、事務局長および事務局員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解任することができる。

一 心身の故障により、その任を全うできないと認められるとき

二 その他解任に相当する合理的な事由が認められるとき

(事務局長および事務局員の任期)

第一三条 事務局長および事務局員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(臨時事務局長および臨時事務局員の任免)

第一四条 役員会は、事務局に欠員が生じた場合には、会員のなかから臨時事務局長および臨時事務局員を任命することができる。

(2) 臨時事務局長および臨時事務局員の職務および待遇は、第一一条および第一二条に定める事務局長および事務局員のそれに準ずる。

(3) 臨時事務局長および臨時事務局員の任期は、欠員となった者の残りの任期とする。

第五章 総会

(総会)

第一五条 本会の最高意思決定機関として総会をおき、次の事項について審議、議決する。

一 予算案・決算案の承認

二 年間事業計画案の承認

三 役員の任命

四 事務局長および事務局員の承認

五 規約改正案の承認

六 その他必要な事項

(総会の招集)

第一六条 会長は、年1回、定期総会を招集しなければならない。

(2) 会長は、役員会が必要と認めた場合、あるいは会員の3分の1以上の要請があった場合には、臨時総会を招集しなければならない。

資料3-1

(総会の定足数)

第一七条 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、総会の定足数には、議長に議決を委任した者および議案書に対する意見を表明した者を含める。

(2) 総会を欠席する会員は事務局に委任状を提出しなければならない。ただし、委任状を提出しなかった欠席者は、議長に議決を委任した者と見なす。

(議案書に対する意見表明)

第一八条 事務局は、総会が開催される10日前までに、当該総会の日程と議案、および委任状の書式を本会ウェブサイト上で公開しなければならない。

(2) 総会を欠席する会員で、議案書に対する意見を表明しようとする者は、総会が開催される前日までに事務局にその旨を表明しなければならない。

(議決)

第一九条 総会の議長は、出席した会員のなかから立候補した者を選任する。ただし、立候補者がいない場合には、事務局が推薦した者を出席者の過半数の同意によって承認する。

(2) 総会において議長は、欠席者が表明した意見を総会の出席者に紹介し、審議と議決の参考資料に供さなければならない。

(3) 総会は、過半数の賛成によって議決する。可否同数の場合には、議長の決するところによる。

第六章 会計

(会計)

第二〇条 本会の経費は、会員の納める会費その他の収入をもって充てる。

(2) 年間の会費は、総会の承認を得て別に定める。

(3) 役員会は、予算案・決算案および年間事業計画案を作成し、総会の承認を得なければならない。

(4) 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(寄附行為)

第二一条 本会に対する金品の寄附があった場合には、役員会の承認を得て採納することができる。

(2) 役員会は、年間に採納された全ての寄附金品の目録を作成し、総会で報告しなければならない。

附 則 本会は、1996年11月3日に名古屋大学合気道部OB会として設立され、本規約も同日をもって施行された。本会は、2021年11月28日をもって合気道不老会と改称した。

(改正 2004年7月1日)

(改正 2018年3月4日)

(改正 2019年3月3日)

(改正 2020年9月19日)

(改正 2021年3月6日)

(改正 2021年11月28日)

名古屋大学合気道部の円滑な運営に資する支援にかかる内規

(目的)

第一条 本内規は、**合気道不老会**規約第三条第一号に定められた、名古屋大学合気道部（以下、合気道部）の円滑な運営に資する支援（以下、運営支援）を行なうための予算、決算、その他必要な事項について定めるものである。

(予算)

第二条 合気道部は、運営支援予算を希望する場合には、書式（学支1）に示す運営支援予算申請書および運営支援予算執行計画書を作成し、学生支援を担当する幹事（以下、担当幹事）に提出しなければならない。

(2) 役員会は、提出された運営支援予算申請書および運営支援予算執行計画書を精査のうえ予算案を作成する。

(3) 予算案は、総会において承認を受けなければならない。

(臨時予算)

第三条 合気道部は、やむを得ない事由により臨時に運営支援予算を希望する場合には、書式（学支2）に示す臨時運営支援予算申請書および臨時運営支援予算執行計画書を作成し、担当幹事に提出することができる。

(2) 役員会は、提出された臨時運営支援予算申請書および臨時運営支援予算執行計画書を精査のうえ過半数の賛成によって承認する。

(決算)

第四条 合気道部は、執行した全ての運営支援予算の内訳を書式（学支3）に示す運営支援予算執行報告書に記載し、当該会計年度の末日までに領収書を添えて担当幹事に提出しなければならない。ただし、領収書は複写したもの、もしくは電子データでも可とする。

(2) 役員会は、運営支援予算執行報告書を精査のうえ決算案を作成する。

(3) 決算案は、総会において承認を受けなければならない。

(物品もしくはサービスの購入)

第五条 合気道部は、運営支援予算を物品もしくはサービスの購入費の全体もしくは一部に充てることができる。ただし、運営支援予算が当該物品もしくはサービスの購入費全体に占める金額を担当幹事に報告しなければならない。

(2) 合気道部は、運営支援予算を個人の資産もしくは便益となる物品もしくはサービスの購入費に充ててはならない。

(繰越の禁止)

第六条 当該会計年度において執行されなかった運営支援予算は、原則として返金するものとする。

附 則 本内規は、2020年9月19日をもって施行する。

(改正 2021年11月28日)

合気道不老会 年間の会費にかかる内規

(目的)

第一条 本内規は、合気道不老会（以下、本会）規約第四条（２）および第二〇条（２）に定められた、年間の会費について定めるものである。

(年間の会費)

第二条 本会の経費に充てる年間の会費は、３０００円とする。

附 則 本内規は、２０２０年９月１９日をもって施行する。

(改正 ２０２１年３月６日)

(改正 ２０２１年１１月２８日)

書式（学支1）

運営支援予算申請書

合気道不老会

会長 ■■■■■■ 様

名古屋大学合気道部の円滑な運営に資する支援として、下記の運営支援予算執行計画書にお示しした通り、予算の配分を希望いたします。

■■ 年 ■■ 月 ■■ 日

名古屋大学合気道部主将 ■■■■■■

名古屋大学合気道部部长 ■■■■■■

運営支援予算執行計画書

用件	予定	単価(円)	数量	必要額(円)	希望額(円)	備考
先生稽古時のタクシー料金	1 月	8000	1	8000	4000	
先生稽古時のタクシー料金	2 月	8000	1	8000	4000	
先生稽古時のタクシー料金	4 月	8000	1	8000	4000	
先生稽古時のタクシー料金	5 月	8000	1	8000	4000	
先生稽古時のタクシー料金	6 月	8000	1	8000	4000	
先生稽古時のタクシー料金	7 月	8000	1	8000	4000	
先生稽古時のタクシー料金	10 月	8000	1	8000	4000	
先生稽古時のタクシー料金	11 月	8000	1	8000	4000	
先生稽古時のタクシー料金	12 月	8000	1	8000	4000	
木刀の購入費	6 月	3000	5	15000	5000	
夏季合宿の備品輸送費	9 月	10000	1	10000	5000	
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
合計(円)				97000	46000	

運営支援予算交付決定通知書

名古屋大学合気道部

主将 ■■■■■■ 様

部長 ■■■■■■ 様

過日ご提出のあった運営支援予算申請書・執行計画書を精査し、下記の額面を交付することを決定いたしましたのでお知らせします。

■■ 年 ■■ 月 ■■ 日

合気道不老会

会長 ■■■■■■

記

円

以上

書式（学支2）

臨時運営支援予算申請書

合気道不老会

会長 ■■■■■■■ 様

名古屋大学合気道部の円滑な運営に資する支援として、下記の臨時運営支援予算執行計画書にお示しした通り、予算の配分を希望いたします。

■■ 年 ■■ 月 ■■ 日

名古屋大学合気道部主将 ■■■■■■■

名古屋大学合気道部部长 ■■■■■■■

臨時運営支援予算執行計画書

用件	予定	単価(円)	数量	必要額(円)	希望額(円)	備考
体育館改修期間中の学外体育施設利用料	6-7 月	500	20	10000	10000	
臨時の学外体育施設利用料	9 月	1500	1	1500	1500	
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
合計(円)				11500	11500	

臨時運営支援予算交付決定通知書

名古屋大学合気道部

主将 ■■■■■■■ 様

部長 ■■■■■■■ 様

過日ご提出のあった臨時運営支援予算申請書・執行計画書を精査し、下記の額面を交付することを決定いたしましたのでお知らせします。

■■ 年 ■■ 月 ■■ 日

合気道不老会
会長 ■■■■■■■

記

円

以上

書式 (学支 3)

運営支援予算執行報告書

合気道不老会

会長 ■■■■■ 様

名古屋大学合気道部の円滑な運営に資する支援として受領した運営支援予算を、下記の通り、執行いたしましたので報告いたします。

■■ 年 ■■ 月 ■■ 日

名古屋大学合気道部主将

名古屋大学合気道部部長

用件	予定	単価(円)	数量	全体額(円)	執行額(円)	備考
先生稽古時のタクシー料金	1 月	7655	1	7655	4000	
先生稽古時のタクシー料金	2 月	7920	1	7920	4000	
先生稽古時のタクシー料金	4 月	7820	1	7820	4000	
先生稽古時のタクシー料金	5 月	7910	1	7910	4000	
先生稽古時のタクシー料金	6 月	6410	1	6410	4000	
先生稽古時のタクシー料金	7 月	8240	1	8240	4000	
先生稽古時のタクシー料金	10 月	7820	1	7820	4000	
先生稽古時のタクシー料金	11 月	7230	1	7230	4000	
先生稽古時のタクシー料金	12 月	8560	1	8560	4000	
木刀の購入費	6 月	2980	5	14900	10000	
夏季合宿の備品輸送費	9 月	11280	1	11280	10000	
体育館改修期間中の学外体育施設利用料	6-7 月	500	20	10000	10000	臨時
臨時の学外体育施設利用料	9 月	1500	1	1500	1500	臨時
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
	月			0		
			合計(円)	107245	67500	
				受領予算(円)	67500	残額(円)
						0

書式（委任状）

委任状

合気道不老会

会長 ■■■■■■ 様

私は、合気道不老会 定期総会における議決権の一切を、議長に委任いたします。

■■ 年 ■■ 月 ■■ 日
氏名 ■■■■■■ （第 ■■ 代）

議案書へのご意見

※ここに記入された内容は、総会で紹介させていただきます。

補足: 学生支援に関する書式（学支 1-3）の印鑑欄廃止について

2021 年度より金銭的支援が本格的に開始したが、昨今の感染症の影響等でオンラインのやり取りが増え、書式の印鑑が手続き上、非常に煩雑になっている。関連書式は、運営支援予算申請書（決定通知書）および臨時運営支援予算申請書（決定通知書）、運営支援予算執行報告書の 3 点である。現行の流れの概要および印鑑廃止後の概要を図 1 に示す。書式からの印鑑欄廃止について、審議いただきたい。

現行			印廃止案		
	OB会	現役生		OB会	現役生
11月末	金銭的支援の案内	希望額、内訳を作成	11月末	金銭的支援の案内	希望額、内訳を作成
	内訳について、学生支援、会計、事務局にてすり合わせ			内訳について、学生支援、会計、事務局にてすり合わせ	
12月末		予算申請書を学生支援担当へメールにて提出 (主幹・柴田部長の印)	12月末		予算申請書を学生支援担当および会計担当へメールにて提出
翌3月	総会にて予算承認		翌3月	総会にて予算承認	
翌3月末	決定通知書を作成 (OB会会長・学生支援担当印) ・学生へ通知		翌3月末	決定通知書を作成 ・総会の議事録と合わせ配信 ・学生へ通知	
翌々12月末		執行報告書を学生支援担当へメールにて提出 (主幹・柴田部長の印)	翌々12月末		執行報告書を学生支援担当および会計担当へメールにて提出
翌々3月	総会にて執行報告書の承認 (OB会会長・学生支援担当印) ・領収書と引き換えに支給		翌々3月	総会にて執行報告書の承認 ・総会の議事録と合わせ配信 ・領収書と引き換えに支給	

図 1: 金銭的支援にかかる手続きの、現行の流れと印鑑廃止後の流れの概要

【3-2: 新道場の名称について】

2021 年 3 月に行われた第 5 回の議題 4 「【審議事項】名古屋大学合気道部 OB の昇級・昇段の機会の安定的な保障のための方策について」で承認された、名大合気道部出身者の稽古や昇段の機会を保障するための新道場の設立に向けて、現在、第 3 代草野さんを中心に進められている。進めるにあたって、重要な議題の一つに、道場の名称がある。今回、この新道場の名称について、議論、審議いただきたい（審議③）。

名称案: 合気道清緑会（せいりょくかい）

山口清吾先生から一文字いただいて、その系譜を継ぐことを明らかにするとともに、名古屋大学のシンボルカラーである濃緑から一文字いただき、名古屋大学合気道部出身者のアイデンティティーも感じられるようにするという趣旨の名称。

4. 報告事項

【4-1: 道場の設立に向けての進捗状況】

当日、口頭で報告する。

【4-2: 学生支援の動向について】

4-2.1. 2021 年度上半期 合気道部の活動について

・ 部員数

4 年生	幹部	2 年生	1 年生
4 名	1 名	2 名入部 計 6 名	5 名入部

・ 稽古

平日の朝練が中止で、金曜日の夕練と土曜日の朝練を行っている。引き続き参加者は学内生に限られているが、人数制限はなく部員全員が参加出来ている。先生稽古は7月に一度行っただが、今後の予定は未定である。また、夏合宿は昨年同様中止となった。

・ その他の活動

稽古会に現役生も参加した。駅伝等の体育会の活動は未だ行われていない。

・ 懸案事項

春合宿を行いたい、感染症による影響の見通しが立たず、準備に取り掛かる時期であるが、合宿を行うべきかどうかを決めあぐねており、集中稽古という形式で代替とすることも検討している。

4-2.2. OB 会からの支援

金銭的支援として現時点では、先生稽古での交通費等として 5 万円程が請求される見込みである。詳細は定期総会にて運営支援予算執行報告書を提出させていただく。技術支援に関しては、稽古への学外者の参加が認められていないため、行っていない。

【4-3: Web サイトにおける会費納入の状況について】

2021 年 3 月に行われた第 5 回定期総会で審議の通り、OB 会（不老会）Web サイト (<http://hpkanbu.pro.tok2.com/ob/>) において、パスワード付きの専用ページを用意し、会費納入状況を開示許可頂いた方のみ、過去三年間の納入状況を確認できる仕組みを準備した。

現在、試運転期間として 2021 年 10 月 30 日時点で会費納入状況の開示許可を頂いた事務局員の方のみ情報を掲載している。掲載ページは図 2 に記載の Web サイトにある「会員専用」をクリックしてパスワードを記入して表示される。

※試運転期間のパスワードは総会中に口頭で説明を予定、メール送付の議事録に記載する。



図 2: Web サイトにある会費納入状況確認ページへのアクセス方法

更新は総会や通信の発行と合わせ、年数回行う予定。次回更新は定期総会の前とし、本運用を開始する。本運用からはパスワードは開示許可を頂いた方のみにメールでお知らせを予定している。会費納入状況を開示して良い方は学年連絡係か事務局までご連絡をお願いしたい。

【4-4: 前回の議事録の一部修正について】

2021年3月に行われた第5回定期総会の議題7.「【審議事項】OB会役員会の一部筆頭幹事交代について」にて、OB会が管理する預金口座の代表者を附田舞から小林誠へと交代する旨が承認された。しかし、ゆうちょ銀行に対して口座の代表者交代を証明するには、両当事者の姓名を表記する必要があるところ、前回の議事録には両当事者の姓しか記載されていなかった。そこで、前回総会の議事録中の議題7の両当事者の表記を、附田(21)を附田 舞(21)、小林(33)を小林 誠(33)と、それぞれ改めた。

【4-5: 今後の監査報告について】

2020年度会計の監査結果は、2022年3月の定期総会にて報告される見込みである。

【4-6: OB会通信の発行について】

2021年3月の定期総会より、2021年7月24日にVol. 7、2021年11月4日にVol. 8の発行を行った。お便りリレーに寄稿頂いた皆さま、誠にありがとうございました。これまで発行した通信は、引き続き、OB会（不老会）Webサイトからダウンロード可能である。

Vol. 8の伝言板にも記載したが、Vol. 7にて、13代 原さんからのメッセージを掲載し、

その後、山口県・岡山県・広島県にお住まいの方々の繋がりが出来た。今後も、発信ご希望の内容があれば、合気道の関連有無問わず、様々な情報発信の場としてご活用いただけると幸いである。

※内容により掲載いたしかねる場合はございますので、ご理解お願い致します。